

南房総産ビジネス倶楽部会則

(名称)

第1条 本会は、南房総産ビジネス倶楽部（英文名称：Minamiboso production Business Club：略称はMBC）と称する。

(目的)

第2条 本会は、地産地消を基盤に、南房総産農林水産物の安全・安心・新鮮イメージの向上を図り、広く・多く使われることで消費者の食生活を豊かなものにするとともに、生産者所得の向上と安定を目指すことを目的とする。

(活動)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる各号の活動をする。

- (1) 南房総産農林水産物を活用し、又は活用したい事業者のマッチング
- (2) 南房総産農林水産物を活用し、又は活用したい異業種同士による新規事業の創造
- (3) その他、必要と認められる活動

(会員の資格)

第4条 本会の会員は、第2条の目的に賛同し、第3条の活動を行う個人、団体または事業者等で、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 南房総市で農林水産業を営むもの
 - (2) 農林水産物の流通、加工業を営むもの
 - (3) 農林水産物やその加工品の販売業を営むもの
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、会員としない。
- (1) 公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職にある者（候補者を含む）若しくは政党その他の団体を推薦し、又はこれらに反対することを目的とする団体
 - (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団若しくはその構成員（暴力団の構成団体の構成員でなくなった日から5年を経過しない者を含

む。)の統制下にある団体

- (3) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条及び第8条に規定する処分を受けている団体又はその構成員の統制下にある団体

(入会)

第5条 本会の会員として入会を希望するものは、南房総産ビジネス倶楽部入会申請書（別記第1号様式）及び事業計画書（別記第2号様式）を第7条に規定する事務局（以下「事務局」という。）に提出して、入会の審査を受けなければならない。

- 2 事務局は、前項の申請があつたときは、事業計画書の事業が地産地消の推進に寄与できるものであるとともに、事業の実現性、拡大性及び地域への貢献度等を審査し、適当と認めるときは、南房総産ビジネス倶楽部入会認定書（別記第3号様式）を交付するものとする。また、適当と認めないものには、その旨の通知（別記第4号様式）を行うものとする。

(運営)

第6条 本会の運営は、次のとおりとする。

(1) 形態

本会の運営形態は、会員の自主性による緩やかな連携とする。

(2) 体制

本会の運営体制は、第3条に規定する活動を行うことで、南房総産農林水産物の取引行為や南房総産農林水産物を活用した新規事業を創造する会員同士のワーキンググループとする。

(事務局)

第7条 事務局は、南房総市農林水産部地域資源再生課に置くものとする。

- 2 事務局は、第2条に掲げる目的を達成するため、会員の入会に関する審査、会員活動全般に関する調整及び事務を担当する。
- 3 事務局は、ワーキンググループの活動をサポートするとともに、必要に応じて、外部の専門家を招聘することができる。

(会議)

第8条 本会の会議は、必要に応じて事務局が会員を招集し、新規事業等について検討する。

2 前項の規定は、ワーキンググループが自主的に行う会議については、この限りでない。

(費用等の負担)

第9条 本会を運営するための費用等の負担は次のとおりとする。

(1) 会員は、会議に参加する交通費及び活動に係る費用等は、自己負担とする。

(2) 事務局の運営に係る費用等は、南房総市が負担する。

(退会)

第10条 本会の退会については、次のとおりとする。

(1) 会員は、会員の意思により本会をいつでも退会できるものとする。

(2) 本会を退会しようとするものは、南房総産ビジネス倶楽部退会届出書（別記第5号様式）を事務局に提出しなければならない。

(3) 本会を退会したものは、会員情報から削除される他、本会に対する一切の権利を失うものとする。ただし、本会の活動を行ったことで発生した事業等の権利は、この限りでない。

(除名)

第11条 事務局は、会員が次の各号のいずれかに該当するときは、当該会員を除名することができる。

(1) 会員が本会の名誉を傷つけ又は会則若しくは公序良俗に反する行為を行い、本会の会員として不適当であると事務局が認めるとき。

(2) 虚偽の申請により会員となったことが明らかになったとき。

(3) 前各号に定めるもののほか、本会活動に貢献していないと事務局が認めるとき。

2 事務局は、会員の除名をしたときは、南房総産ビジネス倶楽部除名通知書（別記第6号様式）により通知しなければならない。

(守秘義務)

第12条 会員は、事務局の許可がない限り、次の各号に掲げる事項に関する秘密情報（以下「秘密情報」という。）を第三者に漏洩又は開示してはならない。

- (1) 会員名簿及びメールアドレス等の会員の個人情報に関する事項
- (2) 会員が提供した会社情報、ノウハウ、技術及び営業に関する事項
- (3) 客観的に秘密と考えられる情報に関する事項
- (4) その他、事務局が特に秘密保持の対象として指定した事項

2 前項各号に規定する事項について、秘密情報を保有する会員の許可を得て第三者に開示する場合は、この限りでない。

3 会員は、秘密情報が第三者に漏洩若しくは開示され、又は第三者に秘密情報の複製物が配布されたことが明らかになった場合には、その旨を直ちに事務局へ報告し、事務局の事実調査に全面的に協力する義務を負うとともに、漏洩した複製物の回収又は情報の消去に努めなければならない。

4 会員は、秘密情報に関する書類、写真、電子的記録等の資料及びそれらの複写又は複製物を厳重に保管しなければならない。

5 会員は、本条に規定する守秘義務について、本会を退会し又は除名された後においても常に負うものとする。

6 会員又は本会を退会し若しくは除名された者が本条の規定に違反した場合には、それによって受けた本会及び本会会員の被害を賠償するものとする。

(事業年度)

第13条 事業年度は毎年4月1日に始まり、その翌年の3月31日に終わるものとする。

(解散)

第14条 本会は、本会の活動状況、社会情勢の変化及びその他の状況を勘案し、事務局が検討を加え、南房総市長の決定をもって解散することができる。

(委任)

第15条 この会則に定めるもののほか必要な事項は、南房総市長が別に定める。

附 則

この会則は、平成26年7月29日から施行する。

この会則は、平成30年7月30日から施行する。（南農第353号）

この会則は、令和5年4月5日から施行する。（南地第5号）